

第28回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月12日(水)

午前8時56分～午前10時12分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第28回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年10月12日(水) 午前8時56分～午前10時12分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 10月の農業相談委員

6番 吉田 茂三 委員

8番 白石 元弘 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●)

③ 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●)

(2) 報告案件

① 公共事業に関する農地の一時利用届について

(福岡県八幡農林事務所長)

(3) その他の案件

① 農業委員会通信について

② 農地パトロールについて

③ 赤い羽根募金について

④ 委員報酬について

⑤ 農業祭について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大場 繁雄

事務局職員 濱田 美孝

事務局職員 福島 智靖

事務局職員 大村 亮介

開 会 8 時 5 6 分

議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員は、農業委員8名中今のところ7名、推進委員7名中7名の出席です。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第28回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は6番吉田茂三委員、8番白石元弘委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係3件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏、申請地は3ページの字図にありますように、大字別府字木垂3985番1、地目は田、面積が525㎡です。
農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。
申請理由は自己住宅の建築で、申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。
4ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。
5ページが現況図、6ページが縦横断図となっております。
12.5cmから38cmの盛土をする計画となっております。
7ページが土地利用計画図となっており、敷地の西側以外の三方向はコンクリートブロックで土留めをし、その上にフェンスを立てる計画がされております。
8ページが家屋の立面図となっております。
9ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の10ページをお開きください。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が小倉北区に事業所を置く●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●●氏、●●●●●氏、横浜市にお住まいの● ●●●●氏の3名です。

申請地が12ページの字図にありますように、大字別府字日焼3849番 外5筆、地目は田、面積が6筆合計で8,508㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は31戸の宅地分譲です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

13ページが事業計画書で、計画は許可後に着工し、令和5年3月完了を予定しております。14ページが被害防除計画書で、排水は雨水は敷設した道路に側溝を設け、溜桝を通じて水路に放流する計画となっております。汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては、造成用地の南側・西側の外周にコンクリート擁壁による土留め工事を行います。

また、北側と東側の水路部分には転落防止柵を設置し、西側の新設道路と農地の境界にはガードレールを設置します。

造成用地内の雨水については、側溝により東側・北側の水路へと放流します。

15ページが現況図で。16ページが土地利用計画図となっております。現在の土地の高さは圃場が海拔およそ1mから1.4m程度ですが、道路高が1.4mから1.6m程度となっております。それを造成後は宅地内の土地の高さを最低1.8mにするように町の都市計画課から指導がっております。また、北東の入り口については、水路を埋設して管を通すことで道路幅を広げる計画となっております。16ページの図の右上の黒く塗りつぶされているところです。また、水路と管の境目にはスクリーンを設ける予定で、スクリーンは地元で管理することとなっております。

18ページが排水施設の計画図で、青色が雨水の流れとなっております。

19ページが関係者説明に関する調査票となっております。

本案件については本日許可相当となりましたら、県の農業会議の常設審議会に意見照会を行います。また、面積が5,000㎡を超えるため、本案件については八幡の農林事務所ではなく、福岡県の本庁に直接提出いたします。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。こちらは付議案件②の工事に伴う一時転用の申請でございます。

借受人が小倉北区に事業所を置く●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●氏、貸渡人が別府にお住まいの●●●●●氏、●●●●●氏、●●●●●氏、●● ●氏、●●●●●氏、田園にお住まいの●●●●●氏の6名です。

申請地が22ページの字図にありますように、大字別府字日焼3865番1の一部 外6筆、こちらの土地については全て一部を利用するものとなっております。それぞれ地目は田、面積が7筆の一時転用箇所を合計して1,691㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域および第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は仮設道路の敷設です。付議案件②の宅地分譲工事に伴い、工事車両を通行させるための仮設道路になります。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

23ページが一時転用許可申請に関する事業計画書です。仮設道路敷設のために搬入する土量は339㎥、土以外では砕石を463㎥、合わせておよそ800㎥の搬入となります。

24ページをお開きください。仮設道路は許可後敷設を開始し、令和5年3月末に撤去の計画となっております。

25ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。被害防除措置としては道路端には路肩を設け、法面は踏み固める土羽仕上げとします。また、既設道路と接する部分に関しては仮防護柵を設置し安全対策を設けます。

26ページが現況図、27ページが仮設道路計画図となっております。

おります。図にありますように、圃場の上に防災シート・コンパネで養生し、その上に真砂土、砕石を敷き鉄板を敷き仮設道路とします。現在圃場から水路へ抜けている管については、仮設道路の下を通して活かすことで圃場の水を水路に逃がせる計画となっております。

28ページ、29ページが関係者説明に関する調査票となっております。

これらの農地は通常水稻を作付けしている農地となっております。全農地について了承を得られています。

続きまして、議案書の30ページをお開きください。

報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。

届出人が福岡県八幡農林事務所長、届出の土地の所有者が尾崎にお住まいの●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏。●●●●氏です。

届出地が32ページの字図にありますように、大字尾崎字二又1110番 外5筆、地目は田、面積が6筆の一時利用する箇所を合計して5,657.61㎡です。

農地区分が農業振興地域内非農用地、土地の用地区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は県の事業であります高山池整備事業に伴う仮設道路の築造です。

届出の用途に関する確実性については関係書類で確認をしております。

一時利用期間は令和4年10月1日より令和7年3月31日までとなっております。

33ページが土地利用計画図となっております。

34ページが仮設道路の計画図となり、仮設道路は県道黒山広渡線から高山池に向かって圃場の中を伸び、高山池の中まで設置される計画となっております。この工事は3年に渡る計画となっており、全て稲作時期を避けた形で秋から冬にかけての工事となります。

初年度である今年度は仮設道路を築造し、来年度、再来年度で高山池の堤防の工事を行います。工事時期以外は高山池の水が利用できるような計画となっております。

また33ページの図面にありますように、既設の水路には管を通し、仮設道路で塞いでしまわないように対処をします。丸をつけているコルゲート管というものが2か所入っていますが、そちらの部分のことになります。また堤防から水を引き込む管についても、堤防内の仮設道路は管口よりも低く設置すると聞いておりますので、管の口を塞ぐことは無いということです。

以上が現地調査を伴う案件についての説明です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 7 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 5 分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6番) これは自分の親の土地に家を建てるための申請ですので、特に問題は無いと思われ、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
この案件及び次の付議案件③については、●●委員が当事者となりますので、●●委員は退室をお願いします。

～ ●●委員退室 ～

議長 それでは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6 番) 現地を見ていただいた通り、まとまった地域を開発するものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 (6 番) 付議案件②の仮設道路ですので、道路の許可も仮設道路の使用許可もあります。問題は無いと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

議長 それでは報告案件①について、事務局より報告をお願いします。

事務局 報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届について説明。

議長 ありがとうございます。
報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農業委員会通信について説明。

その他の案件②農地パトロールについて説明。

その他の案件③赤い羽根共同募金について説明。

その他の案件④第2四半期分の報酬について説明。

その他の案件⑤農業祭について説明。

議長 それではその他の案件について何かありませんか。

 【ありません。】の声

議長 皆さんの方から何かありませんか。

 【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので以上をもちまして第28回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 12分